

公務労協2007春季生活闘争の取組み方針

一、2007春季生活闘争を取り巻く情勢の特徴

1. 広がる生活不安

日本社会の現実には、富の歪んだ分配構造、格差の拡大と固定化、「働く貧困層」、非典型労働者と大量の貧困層の出現、枚挙に暇のない社会的病理の蔓延、将来不安の増大、モラルの荒廃等々引き返すことのできない社会的分裂の淵に立たされており、事態の放置は健全な市場経済をも脅かすことを暗示している。

内閣府は1月13日、2006年秋に実施した「国民生活に関する世論調査」の結果を発表した。日常生活で悩みや不安を感じる人は、2005年6月の前回調査より1.2ポイント増え67.6%と過去最高となった。悩みや不安の内容については、半数以上の人々が「老後の生活設計」を挙げた。政府への要望では、7割以上が「社会保障制度の構造改革」を求めている。

不安は遠い先の話だけではない。現在の生活が窮迫している。雇用労働者に占める非典型労働者の割合は増加の一途で、全雇用労働者に占める割合は33%を越え、特に若年女性労働者ではほぼ50%である。非典型労働者の処遇は80%が200万円未満である。厚生労働省のまとめでは、2005年度の派遣労働者の数は前年比12.4%増で、他方その処遇は派遣元に支払われる料金は1999年に派遣が原則自由化された時と比べて登録派遣で4.4%、派遣会社の正社員である特定派遣で10.1%それぞれ減少している。

2. 企図される雇用とワークルールの破壊

ロナルド・ドーア教授は、「株主主権主義」を唱える改革論者が日本の労働観そのものをつくりかえようとしている、と指摘している。

安倍政権は「労働市場改革・労働ビッグバン」を政策の重要な柱に位置づけた。熱病的な市場原理主義的改革は、日本社会の最も底部の基盤をなしている「雇用と働き方」にも及んできており、日本の雇用とワークルールは重大な危機に直面している。

経済財政諮問会議民間議員の八代尚宏教授は、「正社員の雇用を過度に保護するから、非正社員が生まれる。正社員とりわけ労働組合員は特権階級で、安定した雇用を既得権として手放さないから非正社員の雇用機会が奪われるのだ。」と強弁し、雇用の規制緩和政策など非典型労働者を生み出した原因と責任を棚上げし、「労働組合=抵抗勢力」とのレッテルを貼っている。さらに「派遣労働者の派遣期間制限について、3年以上では正社員化の義務が生じるから企業は2年で契約を切ってしまう。もっと働きたいと思う人が、法律によって首を切られている。だから派遣期間制限を

撤廃する法改正が必要」と主張している。白を黒と言いくるめる極めて悪質な言である。

厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会は12月27日、労働契約法制定と管理職一步手前の労働者を対象に、八時間労働制をはじめとする労働時間ルールを外すイグゼンプション制（「自由度の高い働き方にふさわしい制度」）の導入、企画型裁量労働制の中小企業への導入要件緩和など、労働基準法改正に関する最終報告を厚生労働大臣に答申した。労働時間ルールをはずす日本版イグゼンプション制の導入を盛り込んだものの、「導入は認められない」とする労働側委員の意見を付記した異例の「取りまとめ」となった。

通常国会は「労働国会」と言われ、主要な労働関係の法案提出が準備されており、その帰趨は、雇用と働き方の根幹を変えるものである。改正法案は、労働基準法（ホワイトカラーイグゼンプション） パート労働法（均衡待遇） 労働契約法（就業規則、金銭解雇） 最低賃金法 雇用対策法 雇用保険法であり、労働者派遣法についても見直しに向けた審議会議論がすすめられている。

与党は17日、幹事長、政調会長らの会談で、政府が通常国会で目指す労働法制の見直しについて法案として提出を見送るのは、強い反対のある「日本版ホワイトカラー・イグゼンプション」制に限定し、残業代の割増率（現行は25%増）引き上げなどの他の改革は、予定通り関連法案提出を政府に求める方針を決めた。これを受け、厚生労働省は通常国会に働き方や賃金のあり方を見直すための労働関連法案を計5本提出する予定と見られる。

一連の労働法制の見直しには、割増賃金率の段階的引き上げや期限のない契約で働くパート労働者など「正社員並みパート」に限っては、賃金などの待遇面で正社員との差別を禁止し正社員への転換制度を義務付けるパート労働法案や、雇用対策の対象者として若者、女性、高齢者、障害者等を追加し、外国人雇用状況報告を義務化する雇用対策法案など雇用労働者の要求を不十分ながら部分的に受け容れる改善点があることは事実である。

しかし、本質的狙いが八代教授発言や経団連が要求している年収400万円以上を対象とする日本版イグゼンプションに象徴される「労働ビッグバン」であることは明白である。雇用とワークルールを抜本的に変えようとする意図は、就業規則によって労働条件を変更できるようにする労働契約法、求職者給付に対する国庫負担を削減する雇用保険法、産業別最低賃金制度の廃止を求める見直しやパート労働者等の「同一労働同一賃金」の均等待遇を認めないこと、更には派遣労働者の期間延長要求などにも垣間見ることができる。「見送られた」日本版イグゼンプションが参議院選挙後に浮上し、強行されてくることは言うまでもない。

連合は「日本版イグゼンプション制」創設について、労働時間に関する最大の問題は、長時間労働による過労死、過労自殺、メンタルヘルス不調など労働者の健康被害

や、ワーク・ライフ・バランスの欠如であると批判し、「時間規制を適用除外し時間外割増賃金を支払わない制度や企画業務型裁量労働制の業務制限緩和という、長時間労働を助長する法改正を行うことは認められない」と強調している。

労働者の一部を仕分けして、雇用形態・就労形態の多様化という美名の下で、雇用労働の「総非典型化」を強行しようとする「労働ビッグバン」は絶対に容認できるものではなく、公務員労働者自身の問題であり官民越えた雇用労働者総体の問題である。

3．国際労働基準に敵対する経済財政諮問会議

経済財政諮問会議は太田担当大臣の下に懇談会を設置し、職業安定所（ハローワーク）業務を市場化テストの対象とし、民営化するべく検討し、2月末を目途に論点整理を行うとしている。ILO88号条約が職業斡旋業務を営利事業とすることを禁じていることに異を唱え、不見識にも一部懇談会委員は「ILO脱退も辞さず」との暴言を吐いていると言われている。

「労働は商品ではない」。ILOフィラデルフィア宣言に高らかに歌い上げられたテーゼである。世界の労働運動は「労働の尊厳」を守り発展させるためにたゆまぬ努力を積み重ねてきた。1997年、ILO総会は、グローバリズムと市場主義改革が世界を席卷するなかで新宣言を発し87号、98号、100号（同一価値労働・男女差別）など団結権、強制労働、児童労働、男女・雇用差別に関する8条約を中核的労働基準として全会一致で採択している。これらの基準に反する場合は未加盟国であっても提訴できるのである。

日本政府の政策は、国際労働基準確立強化に向けた営みに公然と敵対するものである。併せて看過し得ないことは、こうした政策が決定されていく過程である。経済財政諮問会議委員や与党有力政治家たちは、連合は「勝ち組クラブ」で労働者全体の代表ではないとして、政策の機動的決定のために決定過程から雇用労働者の代表を排除せよと繰り返し公言している。曲がりなりにもこれまで「常識」とされてきた「公・労・使」三者構成の考え方が否定され、政策決定システムが大きく変えられようとしている。「株主主権論」が席卷し、人口の太宗を占める雇用労働者とその家族は、主権者ではなく専ら統治される対象にされようとしている。

4．選挙戦略に位置づけられている「官公労」破壊

政治情勢は専ら参議院選挙を軸に展開されている。自民党は、次期参議院選挙に強い危機感を持ち、パート労働者の厚生年金適用枠拡大、最低賃金法制の手直し、均衡待遇（均等ではない！）など、矢継ぎ早に政策提起している。これらの政策に反対する産業界に対しては、法人税減税を打ち出すなどバーターでこれを押さえ込み、自民党と公明党こそ「労働者の働く環境改善を目指す」政党であると演出している。これ

は、参院選では未組織雇用労働者へもウイングを拡げるとして、労働界が望む改革を部分的に進め、非典型労働者の支持を得ようとする戦略に他ならない。

自民党中川幹事長は、こうした「アメ」をちらつかせる一方、他方で「最大の格差問題は官民格差」と強弁し、公務員と公務労協にはムチを当てようとしている。「官公労」をターゲットに定め社会保険庁の懲罰的解体、教育、公務員制度をネガティブキャンペーンの柱に据え、「霞が関の官僚や労働組合の抵抗があまりひどいようであれば、公務員制度改革関連法案を議員立法でも出すべきだ」と述べ、成立へ強い意欲を示している。

自民党歴代内閣は、労働組合を敵視する政策を一貫してとり続けてきた。安倍内閣は、こうした流れを引継ぎ、「戦後レジュームの転換・新憲法の制定」を掲げ教育基本法の改定・いじめ・未履修問題を通じて日教組を、地方財政危機・公務員不祥事を煽り立てて自治労を解体しようとしている。歴史的・構造的な問題を一市長や一教員集団の属人的な問題にすり替え、悪質なマスコミキャンペーンによる世論操作を展開している。

権力を手にするためには手段を選ばない政治的争点作り、「デマ・中傷、労組否定」などの民主主義の否定が強行され、統一地方選、参議院選を視野に納め、八代発言を初めマスコミを動員するなど一層強化される情勢にある。官公労働組合バッシングは一過性のものではない。小沢・高木共同宣言を契機として、今やその矛先は連合本体にも向けられている。

「連合＝官公労・民間勝ち組正社員組合」という図式により、「下層」の犠牲の上に既得権を守ろうとしているとのキャンペーンである。自民党は、雇用生活調査会の設置、労働政策議員連盟を発足させるなど労働分配率には手をつけず、労働者内部の配分を変えることによって非正規労働者の処遇「改善」策を準備し、自民党こそ非正規労働者の味方であると演出しようとしている。

格差構造社会にあって、「中の下と下」層の利益を誰が擁護し、汗をかこうとしているのか、選挙戦の帰趨は、その支持を誰が結集するのかで大きく左右されることは明白である。労働運動の果たすべき社会的役割が鋭く問われている。

求められる対抗軸は、「格差社会・市場主義構造改革・累積債務」をもたらした歴史的・構造的要因を明示し、「福祉国家論」とその政策的行き詰まりを批判して登場した新自由主義改革への対案、即ち産業構造の転換を基礎とした社会・経済システム改革の意志と処方箋を提起することにある。

5．総人件費削減と公務員制度改革を巡る動き

これまで行政改革推進法及び「基本方針2006」に基づき定員5.7%以上の純減、給与の抑制・削減とも相まって5年間で2.6兆円の人件費削減など総人件費削減が進め

られている。国においては「生首は切らない」として、雇用調整本部を設置し配置転換や採用抑制によって対応し雇用確保が進められてきたが、今後ミスマッチが生ずることが危惧され、初年度の実施結果の十分な検証とこれを通じた2年目の対応が必要である。また、公共サービス改革基本法（市場化テスト法）の成立により、行政業務の市場化テストが職業安定業務を始め具体化する情勢にあり、国が実施ないしは関与する業務において、良質なサービスを国民に提供するとともに職員の雇用を守る立場から、市場化テストの具体化に対して十分な監視と対策が必要である。

公務員制度改革について自民党は、天下り再就職問題 能力実績主義の給与人事管理 労働基本権を軸とした労使関係の改革 分限処分 官民交流を基本的改革課題と列挙したうえで、を先行させる選挙戦術として利用しようとしている。

中川幹事長は公務員に労働基本権を付与し、民間並みのリストラを実現する枠組み創設の必要性を強調し、5月までに党として大綱をまとめ、2007年度の「骨太の方針」にも反映させる考えを表明している。

渡辺行政改革担当大臣は、公務労協議長らが1月16日に表敬訪問した際、その場で「能力や業績を重視する新しい人事制度を導入するとともに、人員の削減などを進めていく前提として、公務員にも労働基本権を認めるべきだ」と非公式見解を表明し、その後マスコミに対し「政府の行政改革推進本部の専門調査会に、できれば4月ぐらいに中間報告をまとめてもらいたいと思っている」と述べ、どの職種の公務員にどの労働基本権を認めるかなどについて、今後、専門調査会で議論し、早ければ4月にも中間報告を取りまとめたいという考えを示した。

体系性と整合さを欠いた改革は主観的に誠実であっても実を結ばないことは歴史が証明している。政治的つまみ食いによって世間を欺くことは許されない。

官僚主導から国民・政治主導による政治と行政を支える民主的公務員制度への改革は急務である。国民の目線に立ち関係者の合意に基づく改革こそ社会の基盤的制度である公務員制度改革に求められる手法である。

公務労協は連合と共に、2004年時点での最小限要求を堅持し、専門調査会、与党対策、政労協議などを進め抜本的改革への確かな道筋をつける必要がある。

6．年金制度一元化を巡る動き

公的年金一元化の課題は、与党主導により2005年秋から被用者年金一元化として具体化の議論が行われてきた。2006年4月の閣議決定により、一元化の基本的枠組みが確認され、新たな公務員制度としての仕組みは、政府が要請した人事院の退職給付にかかわる民間実態調査等の結果を踏まえて具体的制度設計を行うこととされた。人事院は調査結果等およびこれを踏まえた「年金給付を妥当」とする旨の意見を、11月16日に政府に提出したが、人事院の民間調査結果が「民間の退職給付よりも公務のそれ

のほうが20万円程度低い」とするものであったため、「当然に民間のほうが低く、公務員の給付を削減する」ことを前提とした自民党が直ちには了解せず、制度設計の議論が年明けに先送りされた。その後の議論を経て12月に具体的取扱いが確認され、2010年に廃止することとされた共済年金の職域部分（3階年金）にかわる新たな公務員制度としての仕組み（公的年金ではない新しい3階年金）の制度設計について、この1月末には政府・与党の議論が詰められる見込みである。

政府は被用者年金一元化の法案化作業に入っている。一元化法案は、新しい3階年金の制度も含めて通常国会に提案されることが基本的に確認されており、民間水準を踏まえた制度設計ができるよう対応を進める必要がある。

退職給付については、社会保険庁問題を政治的に絡めて政争の具とすることに反対し、民間準拠を基礎とした給付を求めていくことが重要である。

7．2007年度政府予算案と経営労働政策委員会報告

政府は12月24日、一般会計総額を82兆9088億円とする2007年度予算案を閣議決定した。大企業や株主に対する優遇が目立つ一方、所得格差が拡大し低所得層の固定化に対する危機意識はなく、生活保障の『最後の砦（とりで）』である生活保護の削減、定率減税廃止や生活関連予算削減など国民・勤労者にさらなる負担と犠牲を押し付ける内容となっている。非正規雇用やワーキングプアが深刻化しているにもかかわらず、国が雇用への責任を放棄し生活保障費は420億円、雇用保険の国庫負担金1800億円が削減された。雇用や生活に安心感を与える予算編成に組み替えるべきである。

12月19日、日本経団連は「イノベーションを切り拓く新たな働き方の推進を」と題する07年版経営労働政策委員会報告を公表した。報告には、社会的責任や目指すべき社会のあり方、日本社会が直面している格差問題への言及はない。企業の内部留保と役員報酬、株主配当ばかり増やしながら労働者のしりをたたいているが、本当に労働意欲が高まると思っているのだろうか。

社会保障制度については一層の改革を必要とし、財政支出の削減と企業負担の軽減を求めている。「高齢世代は必ずしも経済的弱者ではない」と指摘、高齢世代の自己負担増・給付削減に踏み込もうとしている。

労働法制の問題では、自律的な働き方のための労働時間規制改革 労働契約法は労使自治を最大限尊重すべき パート労働法見直しでは法律で一律に規定しないこと 労働者派遣法の直接雇用申し込み義務の撤廃 派遣と請負の区分基準見直し 雇用保険制度への国庫負担縮減に反対 産業別最低賃金の廃止 を列挙し、使用者に対する労働法の規制を緩和・撤廃すべきという内容だ。ホワイトカラー・イグゼンプションについては年収要件を設定せず労使自治に委ねるべきとし、割増賃金の引き上げには「断固反対」を表明している。企業だけが負担と規制を逃れ、働く者・国民にそ

のつけをまわそうというものだ。

連合は、「報告」には『格差社会』の現実に対する記述がほとんどなく、働く貧困層の問題など眼中にないばかりか、「景気回復は、企業部門から家計部門に波及しつつある」との現状認識について、わが国社会のどこを見ていっているのか理解できないと批判している。

報告は、従業員の人件費を削減する一方で、経営者の報酬と株主配当を増やしている現実には目をふさぎ、かつて「右手にそろばん左手に論語」と経営者の社会的責任と役割を厳しく自らに課した経営者の矜持も一片の誠実さもない。経営者とそのリーダー達の見識と社会的責任が厳しく問われねばならない。

8 . 連合2007春季生活闘争方針

連合は12月15日、中央委員会で「ストップ格差社会！均等待遇・公正配分へ反転させよう」「公正でぬくもりのある社会へのギアチェンジ」をスローガンとした方針を決定し、2007春季生活闘争を「労働の尊厳を守り、社会的分配の歪みを正す闘い」と位置づけ、「どこでも誰でも時給1000円」というパート労働者に対する社会的メッセージを送っている。高木会長は「安心と安全、信頼の雇用社会を建設していくため、労働運動の存在意義を強く認識し合い、連帯の輪を広げていこう」と呼びかけている。

政策制度の課題として、働く者のためのワークルールの実現 不公平税制の是正 信頼ある年金制度の実現 「新しい公共」の創造と公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立を重点課題に取り組むこととする。

生活改善に対する取り組みとしては、賃金カーブ維持分と物価上昇分を確保した上で生活向上分としてのベースアップや時間給引き上げ、格差是正、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、昨年を上回る「賃金改善」を行う。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、年間総実労働時間1800時間の実現のために、労働時間の短縮、不払い残業の撲滅の取り組みや割増率の引き上げによって、働き方の改善を基本的考え方としている。

ワークルール、働き方の課題については、改正高年齢者雇用安定法 職場点検・協約遵守 正社員化への取組みを掲げ組織労働者と未組織労働者、非典型労働者との分断を許さず誰が非典型労働者の利益を擁護しているのか、実際の行動で示す取り組みを提起している。

公務労協と各構成組織は中央・地方で、連合に結集し雇用とワークルール確立に向けた取り組みをはじめ要求実現に向けて総力で取り組みを進める必要がある。

二、取組みの基本的考え方

「小さな政府」を掲げた新自由主義・市場主義改革は、聖域なき規制緩和と民営化を突き進め、今や、雇用とワークルール、公務員制度、あらゆる公共サービスを主目標に据えるに至っている。戦後嘗々と築き上げられてきたこれら日本社会の骨格を形成している最も基盤的の制度が「儲けることを至高の目的とする市場原理主義」によって突き崩されている。公益は後景に退き、労働は尊厳を奪われた一商品として扱われ、公共サービスは自己責任に解消されようとしている。

2007春季生活闘争とそれに続く参議院選挙は日本社会のあり方の基本を決するものである。一層の格差拡大・雇用労働者の「総非典型」化を許すのか否か、良質な公共サービスに支えられた持続可能な社会「労働を中心とした福祉型社会」へ路線を転換させるのか否かを決するものである。

2007春季生活闘争は、上記認識に立ち、第1に官民を超えた全ての雇用労働者・勤労者の歴史的・社会的要求として雇用とワークルールの破壊を許さぬ闘いを全力で展開する必要がある。第2に連合のストップザ格差社会キャンペーンに結集し、良質な公共サービスキャンペーン、共生社会憲章（略称）制定運動を展開することである。これら全勤労者に共通する取り組みと結合させ、第3に公務員賃金に対する社会的合意・賃金闘争の再構築をめざし、賃金労働条件等に関する春季生活闘争固有の取り組みを推進することとする。

三、重点課題

1. 雇用とワークルールの破壊に対する取り組み

ホワイトカラーイグゼンプション、ハローワークの民営化など雇用とワークルールの破壊を許さない取り組みは、公務員等関係労働者にとっても自らの課題であることを全ての構成組織で意思統一を図り、学習活動を推進し連合方針を支持し取り組むこととする。

具体的には、以下の通りとする。

連合方針を踏まえ、政府・官邸に対し、雇用とワークルールに関する要求書を提出する。

中央段階で、構成組織役職員を対象に労働政策審議会労働側委員を講師に招き、学習会を開催する。その記録をブックレットにまとめ、組織的学習活動に活用する。

各構成組織で連合方針を支持し、取り組み推進の機関決議を上げることとする。

連合、地方連合会が提起する諸行動に、中央・地方で積極的に結集し取り組みを進

める。

2．共生社会憲章（仮称）制定キャンペーン行動の推進

欧州では注目すべき取組みが進められている。欧州労連（ETUC）は、各国の公共サービスが民営化や新自由主義の影響で利益優先の姿勢を強め、公共性が損なわれつつあると指摘し、公共サービスを保護・強化する内容の欧州連合（EU）指令を要求して、EUの執行機関である欧州委員会に対し各国労組と共同し署名運動を進めている。指令が出された場合、EU加盟の各国はその内容に従って国内法を整備しなければならない。

公務労協は、こうした取組みに学びつつ、12月15日の臨時代表者会議決定方針を具体化し、憲章制定請願署名運動を中心としたキャンペーンに取り組む。この取組みは憲章制定までの中期にわたるものであり、当面7月までの500万筆達成を全体計画の中に第1期の取組みとして位置づける。

具体的な請願署名案 別記1 及びキャンペーン実行計画 別記2 は後掲別記の通り。

なお、統一地方選や参議院選挙との関係で、さまざまな政治的攻撃が想定されることを十分警戒し、必要な対策を進める必要がある。このため、弁護士など法律専門家を講師に招き役職員を対象とした学習会を開催し、組織的意志統一を図ることとする。

3．連合・地方連合会に結集し、政策制度要求実現に向けた取組みの推進

連合の政策制度課題である（1）働くものためのワークルールの実現、（2）不公平税制の是正、（3）信頼ある年金制度の実現のために、中央・地方で連合の呼びかける諸行動に応え、積極的に取組みを進める。

4．公務員制度の抜本改革実現、総人件費削減に向けた取組み

公務員制度改革問題が政治問題化されていることを踏まえ連合と連携し対策本部として取組みを進める。

専門調査会設置に至る経緯を踏まえた対策を強化すると共に、行革事務局との交渉、与党との協議の枠組み、政労協議の枠組みを整理しつつ要求実現を目指して交渉協議、国会対策を進める。また情勢や局面の変化に立ち後れることがないように、ILO、国際労働運動との連携を引き続き強化した取組みを進める。

政府の総人件費削減計画の具体化に対し、雇用調整本部の枠組みを機能させ、交渉・協議に基づいて進めるよう取り組むこととする。

5. 被用者年金改革等の取組み

- (1) 新3階部分の制度設計と法案対策については政治情勢を踏まえ、総会方針実現に向け必要な政治対策、担当各省との交渉を進める。2月26日年金社会保障学習会を開催し、情勢と課題について意志統一を図り取組み体制を強化する。
- (2) 民間の育児休業給付の50%引上げに対応し、それに遅れることなく公務における育児休業手当金を引き上げるための共済組合法の改正に取り組む。
- (3) 11月28日の政府申入れに基づき、人事院の退職給付に関する調査結果と見解を尊重し、新たな年金の仕組みにおいて現行支給水準が確保されることを前提に、退職手当の現行支給水準を維持するよう取組みを進める。

6. 公務員部会、国営関係部会での2007賃金労働条件改善の取組み

- 別紙 -

四、賃金・労働条件等に関する取組み課題と統一要求基準設定の考え方

1. 賃金等を巡る課題と取組み

(1) 連合に結集し格差是正とワークルール確立に全力を

連合は、12月7日の中央委員会で「マクロで見た分配のゆがみの是正による労働分配率の改善と格差是正に向けた配分の見直し」を基本スタンスに、実質1%以上の成果配分 月例賃金を重視した賃金改善 中小、パート労働者の底上げ ワーク・ライフ・バランスの回復に向けた総労働時間の短縮、などの取組みを進めるとの2007春季生活闘争・闘争方針を決定した。

公務労協としても、こうした闘争方針を全面的に支持し、連合に結集して2007春季生活闘争を全力で組織する。その一環として、公務・公共部門の役割を認識し、地方連合などが提起する地域における均等待遇実現・パート組織化などの格差解消キャンペーンの取組みを全力で進める。また、各構成組織は、必ず関係当局に格差是正に向けた要求提出を行うこととする。2007春季生活闘争においては、当面、「均等待遇」原則に基づく賃金・労働条件改善を柱とした要求とし、今後、臨時・非常勤制度の抜本改善要求の在り方について検討作業を進める。具体的な要求基準については、「6」の通りとする。

(2) 総人件費削減に対する取組みの継続と公務員給与の社会的合意再構築に全力を

政府が新たな総人件費削減政策を打ち出すことに警戒しつつ、総人件費改革の実行

計画に基づく配置転換・2年度目の取組みを強める。雇用と労働条件の確保に向け、政府・当局との中央・地方における十分な交渉・協議と合意を求める。

公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、政労トップ会談の実現と比較対象企業規模の100人以上への引上げなど、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させる。

(3)賃金水準の改善などの重点要求課題の実現を

公務労協としての2007年の統一賃金要求の基準については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえながら、公務員連絡会・国営企業部会の要求(案)を総合的に勘案し、「公務員労働者の賃金水準を改善すること」とする。

2.労働時間等の取組み

- (1)労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングの実現やワーク・ライフ・バランスの回復に向けた重要な課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進める。
- (2)連合方針の「働き方の改善」に向けて、厳格な勤務時間管理と実効ある超勤縮減策の具体化、「不払い残業撲滅」のための超勤全額支給などを求める。連合が重視する超勤割増率の引上げ要求については、恒常的な超勤を削減することを目的に「6」のとおり統一交渉基準を確認することとし、本年については決定システムやそれぞれの実態等の違いを踏まえつつ各部会や構成組織毎に判断することとする。
- (3)(仮に2007春季要求提出時点までに提出されていない場合には)育児のための短時間勤務制度、自己啓発等の休業制度の実現のための改正法案の早期国会提出を求める。また、国営関係部会は当局に要求提出し、交渉を強める。

3.国際労働基準・労働基本権確立、民主的公務員制度実現の取組み

- (1)行政改革推進本部のもとに設置された「専門調査会」の審議において、労働基本権を確立し、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を実現するための報告を取りまとめるよう求める。また、国際労働基準の達成をめざし、連合とともにILO条約批准の取組みを一層強める。
- (2)政府・与党が通常国会に公務員制度改革関連法案の提出を提出すべく作業を加速させている情勢を踏まえ、連合、公務労協「公務員制度改革対策本部」に結集し、行政改革推進本部に対して2004年12月の閣議決定に基づく十分な交渉・協議を求め、合意に基づく民主的な公務員制度改革を求める取組みを強める。具体的には、事前規制撤廃・天下り自由化施策の具体化に反対し、天下り規制の強化、在職期間の長期化・複線型人事制度の整備等を求めること 能力・実績に基づく人事管理

に対しては、評価の試行との関係性を明らかにさせるとともに、「専門調査会」で審議している労使関係制度の改革との一体的な解決を求める。

4．男女平等実現に向けた取組み

公務・公共部門における男女平等促進を引き続き重要施策として確認し、改定された「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施 数値目標を設定した育休及び育児のための短時間勤務の男性取得の促進策等の具体化 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の着実な実行、などの取組みを行う。

民間の育児休業給付の50%引上げに対応し、それに遅れることなく公務における育児休業手当金を上げるための共済組合法の改正に取り組む。

5．退職手当に関する取組み

11月28日の政府申入れに基づき、人事院の退職給付に関する調査結果と見解を尊重し、新たな年金の仕組みにおいて現行支給水準が確保されることを前提に、退職手当の現行支給水準を維持するよう取り組む。

6．統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、以下の通り公務労協としての統一要求基準を設定する。

<2007年賃金・労働条件等に関する統一要求基準>

(1)総人件費削減と雇用確保について

国家公務員の定員削減計画に基づく2年度目の配置転換が本人の希望に基づくものとなるよう、公務労協と十分交渉・協議、合意すること。また、官民競争入札の実施に伴う雇用問題についても政府全体として責任体制を確立し、雇用・労働条件を確保すること。

(2)官民比較方法と賃金水準の改善等について

2007年度の公務・公共部門労働者の賃金改定にあたっては、官民比較の対象企業規模を100人とし、賃金水準を改善すること。

公務員給与に対する社会的な合意を実現するため政労トップ会談を実施すること。

(3)労働時間等について

公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを回復し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、年間実総労働時間1,800時間への短縮 本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。

2007年度については、 所定内勤務時間の短縮 厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策、などを実現すること。そのため、超過勤務手当の全額支給を実現するとともに、当面、割増率を30%以上、休日(週休日及び国民の祝日等)については40%以上とすること。

育児のための短時間勤務制度の改正法案、自己啓発等の休業制度実現のための法案を直ちに国会提出し、早期成立を図ること。

(4)男女平等について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業・育児のための短時間勤務の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施するよう指導すること。

民間の育児休業給付の引上げに対応し、それに遅れることなく公務における育児休業手当金を50%に上げるため、共済組合法を改正すること。

(5)天下りの規制強化と高齢再任用制度について

天下りを自由化するための事前規制撤廃などの検討を直ちに止め、規制強化と在職期間の長期化のための複線型人事制度を整備すること。

民間における高齢者雇用継続制度の導入を踏まえ、定員の弾力的な取り扱いを含め高齢者再任用制度の定着と拡大に取り組み、雇用と年金の接続を図ること。

(6)退職手当について

退職給付に関する人事院の調査結果と見解を尊重し、新たな年金の仕組みにおいて現行支給水準が確保されることを前提に、退職手当の現行支給水準を維持すること。

(7)労働基本権確立を含む公務員制度改革について

行政改革推進本部のもとに設置された「専門調査会」の審議において、労働基本権を確立し、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を実現するための報告を早期に取りまとめるよう要請すること。また、ILO第151号条約(公務の団結権保護及び雇用条件決定のための手続に関する条約)を早期に批准すること。

公務員制度改革にあたっては、次期通常国会への法案提出を前提とせず、2004年12月の閣議決定に基づき、公務労協と十分交渉・協議し、合意に基づいて施策の検討を行うこと。

< 非常勤職員等の労働条件の改善など格差解消に向けた統一要求基準 >

非常勤・パート職員等の雇用・身分等の差別的取扱いを解消し、本人の希望に沿った継続的・安定的な雇用を確保すること。

「均等待遇」の原則に基づき非常勤・パート職員等の処遇を抜本的に改善する

こと。

国・地方自治体に雇用される労働者の最低賃金を高卒初任給並みに上げる
こと。

国・地方自治体が民間事業者等に業務を委託したり、入札等を行う場合には、
社会的な公正労働基準の遵守を必要条件とすること。

五、2007春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員部会(公務員連絡会) 2月19日
- (2) 国営企業関係部会 3月上旬までに提出
- (3) 公務労協としては公務員の使用者としての立場を有する政府と公務労協の関係を強化する立場から、また、雇用とワークルールに関する取り組みを進めるために政府・官邸との交渉・協議を実現させる。

2. 2007春季の主な行動と取組み日程

別記4 の通り。

六、宣伝計画

キャンペーンの取組みを中心としてキャンペーン宣伝活動計画 別記3 の通り進める。

七、2007春季生活闘争の経費と分担金

2007春季生活闘争の経費と分担金については、例年通りとする。

別紙の通り。

公共サービスキャンペーンの具体的取組みについて

公務労協推進本部会議、12.15代表者会議の決定に基づき以下の通り具体的取組みを進める。

1. 取組みの基本的考え方と位置づけ

(1) 良い社会をつくる公共サービスを考える研究会最終報告を活かし、連合が進める格差是正キャンペーンの取組みに結集し、脱格差社会・「新しい公共」の創造を軸に、高木連合会長・小沢民主党代表の「ともに生きる社会をつくる共同宣言」を支持しその実現に向けた取組みと位置づける。

(2) 取組みは、連合の07春季生活闘争の一翼を構成する官公部門の取組みとして組織的に位置づけられるもので、1月16日の連合三役会議と18日の連合中央執行委員会で官公部門が先行して取り組むことが確認された。具体的には、対話集会等については連合、地方連合会との共催あるいは後援、請願署名の扱いについては春季生活闘争段階では、各構成組織の判断に基づき可能な協力を連合として要請する、というものである。連合としては、引き続き政策委員会で検討し、組織議論を経て連合方針として整理するべく調整を進める段取りとなっている。

今後、請願署名運動がナショナルセンターとしての取組みとなれば、運動は質的に転換することとなる。その場合は、状況の変化を踏まえ具体的方針の補強等を運営委員会で検討し対応する。

2. 取組みの三つの柱

(1) 春季生活闘争と結合させ総決起の必要性についての組合員との意志統一を図り取組み体制を確立する。

2月、3月、4月にかけて以下の諸文書を活用して、地方単位、各構成組織で学習会を開催する。公務労協・官公部門は地方連合会官公部門、地方公務労協等の要請に基づき講師を派遣する。

「高木・小沢共同宣言」の活用

連合の格差是正キャンペーン職場討議資料

平野講演ブックレット「安倍政権と政局のゆくえ」

小沢党首と高木連合会長、岡部議長らとの座談会とそのブックレット化

研究会報告の簡略版的な教宣資料及び研究会関係資料集

(2) 具体的な行動提起

1) 署名運動の推進

ともに生きる社会のための公共サービス憲章制定請願署名運動を推進する。

- 別記1 参照 -

実施に当たっては、要求が国民的課題であることと運動の拡がりのために相応しい呼び掛け人を組織化し、その呼び掛けに応える方式とし賛同人の組織化についても追求する。

呼び掛け人方式について引き続き追求するが、連合の意向、取組みの進捗を踏まえナショナルセンター連合としての取組みとなることも選択肢の一つとし2月20日までに最終方針を確定することとする。

第1期の(6月末日まで)具体的目標数は500万筆とする。

請願署名の実施時期と主な対象

3月～6月末を第1期とする。第2期の取組み方針については参議院選挙の結果を踏まえ検討する。

4月末日までは原則として組織内・家族とし、5月・6月期は地域社会の組合員以外を対象とする。

組織内を対象とした署名活動のための署名用紙、手引き等は3月5日の週に構成組織に送付する。

2) 全国統一キャンペーン・街頭宣伝行動の取組み

中央・各県で街頭宣伝行動に取り組む。

5月連休明けの週から6月末までに中央、県単位での街頭宣伝活動(政党代表、連合の参加を)を3回程度実施する。

具体的な実施計画は、連合2月8日の中央執行委員会を踏まえて正式に確定するが、2月5日に開催する地方代表者説明会に概要説明できるようまとめる。

中央段階では5月8日(火)前後に街頭宣伝行動を予定する。

情勢の推移を見つつ、上記に加えて4月に先行実施することについても検討する。

3) 行政と公共サービスについての住民・国民の意識調査

住民・国民の要求・批判を受け止め、意識改革・今後の組合活動に活かすために対話集会、キャンペーン行動と結合させて要求・意識調査を行う。

対話集会については後掲別記の通り。

はがき方式について

実施時期は5月～6月中の全国統一街頭キャンペーンにあわせ、各県500名の聞

き取り調査とする。

メールでの書き込み方式についても準備する。

(3) 幅広い運動展開とネガティブキャンペーンに対する取組み

2月・中央段階での国民対話集会、3月・各県単位で県民との対話集会を開催し、公共サービス、公務員に対する住民の率直な意見・批判に耳を傾け、共同で良い社会づくりを進める合意形成をめざす。

中央対話集会

主催：公務労協（連合官公部門）。連合については後援又は共催。

日時：2月22日 18時～

場所：総評会館

規模：250名程度

概要：以下の通り

・名称「よりよい公務と公共サービスをめざす国民対話集会」

- 公務・公共サービスを担う労働者・労働組合の果たすべき役割を考える -
対話形式によるパネルディスカッションとする

コーディネーター 樋口恵子氏

パネリスト(A)・・・民間労組、商工会議所、マスコミ、
公務労協・・・正副議長（または組織代表）

・参加 公務労協関係：120名程度（構成組織70、地方組織50）

招待関係：連合民間、マスコミ

公募については新聞紙上広告（東京版に記事掲載）、官製はがきで応募、その他の方法による参加募集（市民団体）を検討する。

県単位での対話集会

中央での対話集会を一つのひな型として、同趣旨の集会とする。

主催は、各県連合官公部門（県公務労協）。地方連合会には後援又は共催を要請する。

3. 教宣計画について

ともに生きる社会のための公共サービスキャンペーン（仮称）を効果的に進めるために 別記3 の教宣計画に基づき取り組む。

【別記3】

ともに生きる社会のための公共サービスキャンペーン実施計画案 ～ 宣伝活動を中心として～

1. キャンペーンの種類・形態と宣伝媒体の作成について

(1) 「共生社会憲章」(仮称)制定請願署名行動関係の教宣媒体

署名の取組みは、3～4月が組織内、5～6月が対外的な取組みとなっているので、それに合わせて以下の通り署名用紙や署名用の教宣媒体を作成し、構成組織及び各地方に配布する。

請願用紙

請願用紙については、2月下旬に請願事項の成案ができ次第、3月上旬までに100万枚を印刷し、案分して配布する。

リーフレット

対外的な署名の際に活用するリーフレットについては、3月上旬までに20万部程度用意し、署名用紙とセットで配布する。

署名の手引き

活動家用の署名行動の手引きを5万部程度用意し、署名用紙とセットで3月上旬に配布する。

活動家用ビデオ

職場でキャンペーン行動や署名行動についての意思統一のための集会や会議を行う際の材料として、ビデオ・DVD等の制作を検討する。

(2) マスコミ媒体を通じたキャンペーン

マスコミ媒体を通じたキャンペーンは、5月から開始される対外的な署名行動に合わせて、以下の通り4月末段階に一斉に実施し、取組みに対する関心と気運を醸成する一助とする。

新聞の意見広告

中央紙

4月下旬にキャンペーンや署名の協力を求める意見広告を掲載する。

地方紙意見広告のモデル版下と資金援助(要検討)

地方紙への意見広告については、地方公務労協や官公部門が取り組むこととし、中央はモデル版下を配布し、実施した地方には資金援助(50万円)を行う。

TV・ラジオCM

TVについては、4月下旬に予算の範囲で首都圏中心にスポットCMを放映する。

ラジオCMについても、TVに準じて予算の範囲で4月下旬に放送する。

週刊誌

総合雑誌 2 誌程度に 2 回程度実施する。1 回目については、1 月 29 日発売の週刊現代に CM として掲載する。2 回目については、4 月下旬を予定する。

(3) 街頭宣伝行動用の教宣媒体

中央並びに地方公務労協・官公部門単位で 5 ～ 6 月期に 3 回程度の統一街頭行動を実施するのに合わせ、以下の教宣媒体を用意し、配布する。

チラシ

4 月中旬までにチラシ 500 万枚。

ティッシュペーパー

4 月中旬までにティッシュペーパー (20 万セット程度)。

のぼり旗

4 月中旬までに各他方に 20 本程度。

街頭大型スクリーン

中央で街頭行動を実施する際には、街頭大型スクリーンで CM をながす。

(4) その他のキャンペーン用宣伝活動

ポスター

4 色刷り、A2 版のものを 2 回程度 (3 月上旬と 4 月中旬) 発行 (1 回につき 5 万枚程度) し、各構成組織、地方に配布する。

ホームページ

公務労協のホームページのキャンペーンウェブサイト进行全面改修し、直近の情報を掲載する。

機関紙 etc

各構成組織の機関紙等を通じて随時キャンペーンの宣伝を行う。

(5) 都道府県単位の対話集会・シンポジウム用の教宣物

「研究会最終報告」およびその縮刷版を用意する。

2. 統一的なキャッチコピー、イメージキャラクターについて

(1) 今回のキャンペーンを統一的に進めるために、キャッチコピー、イメージキャラクターを作成し、運動に資する。

(2) コピーライター、イラストレーターに作成を依頼し、1 月 30 日にコピーのコンペを行い、2 月上旬の運営委員会等で決定することとする。

(3) イメージキャラクターもコピーに準じて作成する。

【別記4】

< 2007春季の主な行動と取組み日程 >

1月25日	通常国会開会
1月29日	公務労協第7回代表者会議
2月5日	地方連合会官公部門連絡会担当者・地方公務労協への方針説明会
13日	* ブロック別地方連合会代表者会議 (ゾーン13日 28日)
19日	公務員部会要求提出
	国営関係部会各構成組織要求提出 政府・官邸への要求提出 (雇用とワークルール等)
22日	中央対話集会 (18時～総評会館)
26日	年金・社会保障学習会
	各県対話集会 (3月 - 4月)
3月3日	各構成組織学習会、地方決起集会 (2月 - 3月) 上記と併行して組織内署名の取組み (2月、3月、4月)
	* 連合 / 春闘・政策制度関係集会
8日	* 連合 / 国際女性デー全国行動
3月13日	公務員部会中央行動 (書記長クラス交渉)
	< 自治体選挙 >
4月19日	* 連合 / 政策制度中央討論集会 20日
4月末 - 5月	マスコミ媒体を活用したキャンペーン開始
5月8日	公務労協街頭キャンペーン・組織外署名行動開始 全国統一街頭宣伝行動
5月 日	<u>自民党公務員制度改革大綱とりまとめ</u>
	第1次署名集約 (組織内署名分) 街頭キャンペーンあるいは中央決起集会について検討
6月	<u>政府07骨太方針とりまとめ</u> (6月末 - 7月)
6月末	第1期署名集約
7月5日	参議院選挙公示
22日	参議院選挙投開票